

自死遺族に関する 人権問題



身近な人を亡くすことは、とても悲しく、苦しい体験です。特に自殺で亡くなつた場合、突然の死である」とのショックや自殺を止められなかつたという自責など、「遺族の苦しみは計りしれません。さらに、自殺に関する社会の偏見や周囲の誤解等によつて、自殺で家族を亡くしたことを周囲に話せず、一人で苦しみ、孤立してしまつ方も少なくありません。

政府が推進すべき自殺対策の指針として策定された「自殺総合対策大綱」では、自死遺族等に対する支援の取組の重要性が言及されています。また、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」と述べられています。自殺は個人の問題ではなく、その対策は社会全体で取り組む必要性があります。

自殺対策のための知識や「遺族の心情への理解を深めること」で、人がその死のあり方によつて差別されることのない社会、あわせて、これ以上苦しむ方が増えないような、誰も自殺に追い込まれない社会づくりが求められます。

◆令和5年(2023年)に日本で自殺で亡くなつた方は、21、837人。一人が自殺で亡くなると、その周囲の少なくとも5人から10人に深刻な影響を与えるといわれており、令和5年(2023年)だけでも10万人以上の方が強い影響を受けていると想定されます。

◆自殺の背景には、ほとんどの場合、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しております。国を挙げて「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」として自殺対策に取り組んでいます。

◆NPO法人全国自死遺族総合支援センターでは、自死遺族や自殺念慮に苦しむ方、それを支える方の心情に配慮し、平成25年(2013年)の年に「自死・自殺」の表現に関するガイドラインを作成しました。行為を表現するときは「自殺」を使

う。

- ・「自殺した」ではなく「自殺で亡くなつた」と表現する。
- ・遺族や遺児に関する表現は「自死」を使う。

